

「かまくら21男女共同参画プラン(第2次)」素案に対する意見と市の考え方について

「かまくら21男女共同参画プラン（第2次）」素案について、ご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

いただきましたご意見につきましては、プラン策定の参考にさせていただきます。

また、ご意見に対する市の考え方等を次のとおり公表します。

1. 意見募集方法等

(1) 意見募集期間

平成23年12月5日（月）～平成24年1月4日（水）

(2) 意見募集方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 市役所本庁舎1階ロビー、人権・男女共同参画課窓口、各支所で素案配布

2. 意見提出者の総数

12名（市内5名、市外7名）

3. 意見の内訳

意 見 の 内 容	件数
目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	0
目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現	16
目標3 仕事と生活の調和のための環境づくり	3
目標4 男女共同参画社会実現の意識づくり	7
目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重	2
推進体制	0
計画全般についての意見	14
合 計	42

4. 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

「目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現」について

	意見の概要	市の考え方
1	20 ページ「方針1 生活の安定と福祉の充実」について、医療制度において、TPP を推し進めるアメリカは国民皆保険制度がない唯一の先進国であり、医師や患者を見ず投資家の顔色ばかりを伺う保健医療業界が政治を支配しているため悲惨な状況がある。TPP を導入すれば、アメリカのようになる危険性があり、TPP への参加は断固反対すべき。	TPP 参加の可否における国の意思決定について、本プランは言及する位置づけにはないため、ご意見としてお伺いします。
2	20 ページ「目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現」の前文に欠落している視点「共同体」の再生について、我が国の地域社会の伝統は、「個人」よりも「家族の絆」であり、「個人」を絶対視して、「家族」や「国家」を軽視してきた戦後的価値観を問い直すべきである。家族を中心とした血縁共同体、それを取り巻く地縁共同体なくして人間は生をまっとうできないのであり、本市のプランでは、家族がもつ人口再生産のメカニズムを毀損しないよう『夫婦と二人の子供からなる標準世帯の再生(血縁共同体)』を強く主張し、また、家族の血脈を中心として広がる血縁・地縁・地域共同体の再生を目指すべきである。	ご意見としてお伺いし、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	子育て支援、高齢者介護、障害者自立訓練等を必要とする人達を社会全体で支えることは大切であるが、支える人はある程度知識を持った人であることが求められる。地域で支えることが身近でよいと思われるが、それには自治会の役員の認識が必要であり、そのためには、自治会の役員の意識改革をすることをプランだけではなく、条例に盛り込んで、実行することが必要である。 また、有資格者で、その資格を活用していないような人材を登用するため、登録制度を作るとともに、各自治会にこのような人材の活用を推奨する。一方、地域で子育て支援、高齢者介護、障害者自立訓練等を必要とする人達をリストアップして、登録者会で支援体制を作り、隣接する自治会や市の関連部署とも協力して支援する。	地域社会における自治会の役割が重要であることは認識しています。自治会との連携、協力等については、いただいたご意見も参考とさせていただきます。
4	少子化対策としての子育て支援策が十分な効果を挙げていることは過去の実績から明らかであり、従来の子育て支援策に加えて新たに子づくり支援策も喫緊の課題として推進するべきである。行政による結婚支援策に男女共同参画の視点からも取り組むべきである。	ご意見としてお伺いし、市民ニーズも踏まえながら、今後の施策の参考とさせていただきます。

	意見の概要	市の考え方
5	女子差別撤廃条約や児童の権利条約の「児童の最善の利益」という趣旨及び脳科学の観点から、児童(特に幼児)は家庭で育てられる方が望ましいことは明らかであり、男女共同参画の子育てに関連する施策については、親の都合を優先するのではなく、自ら意見を述べることができない児童(特に幼児)の最善の利益を優先する施策に切り替えるべきである。	児童の福祉にとって最善の施策を考えるのは行政の責任です。さまざまな状況に置かれた児童が存在する中で、多様な選択肢を提供できることにも配慮し、児童にとって最善の利益となる施策を検討していきたいと考えます。
6	M字カーブの谷が深く長いほど児童(特に幼児)の最善の利益にとっては望ましく、母親が働き続けてM字カーブを平坦化するような施策から、母親が一定期間仕事を離れて子育てに専念し、その後再就職が可能となるような施策に転換すべきである。例えば、出産・育児で一度退職した女性社員が、10年後まで正社員として職場復帰できるような制度について、市が率先して導入するとともに、事業者に働きかけ支援する施策を推進する。	出産・育児で一度退職した女性社員の職場復帰を可能とする制度の確立は、ニーズの高いものと認識しており、国を始めとして、そのための施策を展開してきているところです。
7	保育園児には多額の補助金が出されているのに対し、在宅保育にはほとんど補助がない。子供を預けて働く親は補助金と収入を得るのに対し、在宅保育する親は補助金も収入もなく、ライフスタイルの選択に中立的な制度という趣旨や税の使途の公平性から見ても改善の余地があり、在宅保育に対する支援策を充実させるべきである。	未就学児を育てる家庭に対する支援については、保育所に関わる補助金の支出だけでなく、税負担の軽重や社会保険料負担の有無等により、多角的にその支援を行っているものであり、支援を受ける期間の長短によっても供与される利益の多寡は異なってきます。そのため、保育所に関する補助金の有無だけで、中立的な制度を確立することは難しいと考えます。さまざまな状況が想定される中で、社会状況を見据えながら、国を始めとして、可能な限り中立的な制度の確立に努めています。
8	23 ページ「●児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めるとともに、虐待を受けた子どもへのきめ細かいケア、保護者に対する指導や支援の体制の充実に努めます。」について、「関係機関の連携を強化」するためにオンラインサーバーを利用することを提案する。児童相談所・警察・学校・医療機関等の関係者が情報を共有するネットワークを構築し、虐待の疑われる事案がこれらの機関に自動的に伝達されるような仕組みを作ることにより、通報を待たずに先手を打って対応が可能になる。縦割り行政の弊害を乗り越えるためにはITの活用は欠かせない。	ご意見としてお伺いし、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、ITの活用も手段のひとつであり、まずは関係機関の間に意思の疎通を綿密に図るという意識の浸透が重要と考え、関係職員は施策の実施に努めています。

	意見の概要	市の考え方
9	23 ページ「●青少年の健全育成を推進するため、青少年向け行事の充実、相談体制の充実に努めます。」「●青少年を取り巻く社会環境の健全化をめざし、実態調査や街頭指導機関への働きかけ、関係業界に対する自主規制の働きかけに努めます。」にあるような「青少年」とか「子ども」とかの記述は男女共同参画には不要。青少年健全育成条例と混同している。要は「男女平等」が目的なのでコンセプトから外れすぎている。	男女共同参画社会の実現は、全ての男女が生きやすい社会をすることであり、そのためさまざまな立場にある男女の支援を謳っており、青少年への支援もその一環と考えています。
10	23 ページ「●青少年の健全育成を推進するため、青少年向け行事の充実、相談体制の充実に努めます。」「●青少年を取り巻く社会環境の健全化をめざし、実態調査や街頭指導機関への働きかけ、関係業界に対する自主規制の働きかけに努めます。」に対して基本反対。案の修正または削除を求める。 ・男女共同参画と健全育成の趣旨を履き違え混同しない事。 ・行政の自主規制促進は、自主規制ではなく検閲・弾圧になる。よって行政の民間への如何なる介入も一切あってはならない。	
11	23 ページ「方針3 心とからだの健康づくり」について、青少年の健全育成などを名目に、人類共通の基本的人権である思想言論表現の自由といった内心の人権を侵害するような内容になってしまう例が他自治体で多く見受けられる。実害の暴力対策は重要だが、言論や表現は統制すべきではない。言論・表現の自由と共にあるのは見たくない人見せたくない人への見ない見せない権利であり、行政はその支援に心がけ、言論活動や創作表現について不介入を貫くべきである。	表現の自由に関してはさまざまな議論がありますが、この項目はインターネットや各種メディアの情報を規制することを意図するものではなく、青少年や女性の人権を守るための環境づくりを意図したものです。 本プランは、日本国憲法に定める基本的人権の享有、公共の福祉の尊重、表現の自由といった趣旨を遵守し、全ての人々の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を目指すものです。
12	23 ページ「●青少年の健全育成を推進するため、青少年向け行事の充実、相談体制の充実に努めます。」「●青少年を取り巻く社会環境の健全化をめざし、実態調査や街頭指導機関への働きかけ、関係業界に対する自主規制の働きかけに努めます。」について、言語道断にして意味不明です。男女共同参画で青少年健全育成条例を持ち出すべきではなく、強制力を持つ公的機関がこういう直接的な記述をするのは、ただの検閲である。	

	意見の概要	市の考え方
13	23 ページ「●青少年を取り巻く社会環境の健全化」について、一方的に特定価値観を強要するような施策ではなく、当事者および青少年と議論の場を定期的に持ち、「健全とは何か」の認識を常に改め続けるような体制を築いてほしい。 また、販売に関しては現行でレーディング・ゾーニング制度が完備されている状況だが、店舗の構造や面積などの制約によりこれが十分に行えない場合なども想定される。そういった店舗に対し、必要な設備の設置・整備などを行うために予算を組み、補助金を拠出するなどの支援策を検討してほしい。 図書等の販売自体を強権的に抑圧する行為は言論の自由を反するものであり、違憲であるため認められない。	表現の自由に関してはさまざまな議論がありますが、この項目はインターネットや各種メディアの情報を規制することを意図するものではなく、青少年や女性の人権を守るための環境づくりを意図したものです。 本プランは、日本国憲法に定める基本的人権の享有、公共の福祉の尊重、表現の自由といった趣旨を遵守し、全ての人々の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を目指すものです。
14	23 ページ「●青少年を取り巻く社会環境の健全化をめざし、実態調査や街頭指導機関への働きかけ、関係業界に対する自主規制の働きかけに努めます。」、31 ページ「●性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発」について、青少年や女性人権等を理由に、ネットやメディアの情報を規制することには、根拠がなく、多くの矛盾点がある	
15	23 ページ「方針 3 心とからだの健康づくり」前文について、「自己の性と生殖に関する決定権を持ち」は、削除するか、又は自己の性と生殖に関する責任と義務を持ち」と表現されるべきである。 「自己の性と生殖に関する決定権」なる文言は、拡大解釈されて、鎌倉市がこれ（自己決定権）を認容することになり、フリーセックスや援助交際を公（市行政）が公認するということにもつながる。この文言（用語）は危険な表現であるので削除するか、訂正されるべきである。	この文言は、市がフリーセックスや援助交際を公認するものではなく、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において提唱された性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方を示したものです。ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 「だれもが健康で心豊かな生活を営む権利を持っています。特に、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点が重要です。自己の性と生殖に関する決定権を持ち、心身ともに良好であることは、生活の質を向上させ、市民の人生を豊かにすることにつながります。」 →「だれもが健康で心豊かな生活を営む権利を持っています。特に、国際人口／開発会議の「行動計画」及び第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において推進された性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点が重要であり、これらによれば、妊娠や出産、性関係など自己の性と生殖に関して責任をもって自由に決定でき、心身ともに良好であることは、生活の質を向上させ、市民の人生を豊かにすることにつながります。」

	意見の概要	市の考え方
16	「目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現」「方針3 心とからだの健康づくり」について、記述されている内容は概ね異論はないが、放射性物質に関する言及が皆無であることが疑問である。福島原発事故以降、核物質の飛来や核物質による食品汚染等について、強い危機意識を持つことが重要であるが、本計画には1行も放射性物質の脅威から妊婦などを保護する文言は記されておらず、危機意識の欠如が顕わである。具体的に核物質による健康被害の防止などを明記し、3.11以降の行政として放射能汚染と対峙する姿勢を明確にして欲しい。	ご意見としてお伺いし、本プランで言及するのではなく、今後の施策の参考とさせていただきます。

「目標3 仕事と生活の調和のための環境づくり」について

	意見の概要	市の考え方
17	26 ページ「方針1 男女がともに働く個人としての意識改革の推進」について、欠点だらけの雇用改革により旧来の日本の雇用体系は破壊され、今や父親の子育てどころか両親が働いてようやく食べていける家庭が急増している。このままでは、子供達まで労働しなければ家庭を維持できない事態になりかねない。今一度雇用改革の欠陥を見直すべき。	ご意見としてお伺いし、今後の施策の参考とさせていただきます。
18	27 ページ「方針2 働く場での男女の均等な機会と平等な待遇の確保」について、性別に捕われずやる気と能力のある人が適材適所で就くべきであり、そこに性差で機会が制限されるのは問題だが、無理に男女比率を同じにすることは疑問である。	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)とは、男女間の格差是正のために、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供するものです。その実効性を図るために、具体的な数値目標を定めることを推進していますが、必ずしも男女同率ではなく、また適材適所を否定するものでもありません。
19	社会的問題としての議論の中で、市庁内の人事・労務問題を取り上げるのは馴染まない。取り上げるとすれば、なぜ女性の採用、管理職の登用が進まないか、などもっと突っ込んだ検証・議論が必要かと思うが、そこには第三者からは計り知れない問題が多く存在することは容易に想像がつく。労働組合もあり、十分な議論は期待できず、市庁内固有の問題を公の場で、議論する必要はない。	市行政も一事業者であり、市が率先して女性職員の採用・登用を促進し、仕事と生活の調和に積極的に取り組むべきと考えています。市が率先して取り組むことにより、市職員の意識の向上も図り、本市の男女共同参画社会実現のための施策をより効果的に実施したいと考えています。

「目標4 男女共同参画社会実現の意識づくり」について

	意見の概要	市の考え方
20	31 ページ【施策の方向】「●性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます。」の記述に対して基本反対。価値観の多様化を認めること、偏った宗教的価値観で行政が介入すべきでないこと、女性への暴力・犯罪被害だけをとりあげるべきではないこと、などから修正または削除を求める。	この記述は、価値観の多様化を否定するものではなく、全ての人々の心とからだを尊重し、人権が侵害されることのない社会を目指したものです。ご意見を参考に、次のとおり表記を改めます。 「●性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます。」 →「●性の商品化の防止など人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます。」
21	31 ページ「●性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます」などの記述のように、男女共同参画では女性への「暴力は人権侵害」とところどころ連呼していることで、男性への暴力は人権侵害に当たらず合法みたいな印象を受ける。「男女共同」であれば、「女性への」という分け方は明らかに差別的で、男女共同参画を阻害している。	ご意見を参考に、表記を改めます。 36 ページ「このような問題に対し、— 略 —相談者の実情に即した支援が求められています。」の後に、「また、近年は男性が抱える悩みへの対応も課題となっており、男性に対して相談の場を提供していくこと等も重要な施策となってきます。」の記載を追加します。
22	31 ページ「方針1 あらゆる場面での男女平等教育の推進」について、昨今、男女共同参画に、自由人権社会の思想とは真逆の女尊男卑を掲げる攻撃的差別思想や生物的個体としてどう変えようもない性差を否定する思想等が入り込んでいるように感じ、危惧している。 一方で、性的少数派への差別が深刻である。嫌な人とは付き合いを避ければ良い、このままで良くないと思えば歩み寄る、差別やイジメの正当化を防ぐにはこの考えを浸透していくべき。	ご意見としてお伺いし、今後の施策の参考とさせていただきます。
23	31 ページ「●性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます。」について、最近、各地方の男女参画等で度々女性への暴力・人権侵害とされる「性の商品化」であるが、性商品には供給・需要側の「同意」があり、強要されたものではなく、人権侵害や男女差別の象徴とするのは不相当と考える。 同意無く強要されたものは「性的搾取・性的被害」であり、明確に人権侵害であり、「性の商品化」と同一視して語るべきでない。性の商品・性表現とは何も性交・性交類似行為に留まらず、風俗業全般やアイドルやモデル等もセックスアピールを表現し商品化しているのが現状であり、誰に強制されるでもなく「自分の意思で」、自身を売る事で生計を立て、商品化されるは表現の自由であり、価値観の多様性の保護であり、自身の確立・自立である。「性の商品化」への介入は、そのような人々の人格を否定することになり、実施されれば有害で終わる可能性が非常に高い。	この記述は、価値観の多様化や表現の自由を否定するものではなく、全ての人々の心とからだを尊重し、人権が侵害されることのない社会を目指したものです。ご意見を参考に、次のとおり表記を改めます。 「●性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます。」 →「●性の商品化の防止など人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の啓発に努めます。」

	意見の概要	市の考え方
24	33 ページ「●高度情報化が進む中で、さまざまなメディアを通じて男女共同参画についての啓発を促進するとともに、情報の取得・発信における社会的格差が生じることのないよう、また、個人の人権を侵害するような情報の流出を防止するよう努めます。」について、現在、IT や情報通信技術に関する格差は世代間が最大の問題となっており、特に60代以上の層におけるデジタルデバインドが重大な問題である。世代間の情報格差を解消するため、若者・中高年間の意思疎通が可能となる状況を構築し、相互の文化を共有できるようにする。同時に、行政者の情報技術能力および知識向上も必要である。	ご意見としてお伺いし、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	「個人の生活」「家族」の「多様性」への対応がうたわれているが、「多様性」はまさに「多様性」であり、いかなる考え方も排除できるものではない。「性別役割分業意識」が、家庭では親のしつけや生活習慣により、また学校でも無意識のうちに児童・生徒に植えつけられることもある、との表現があるが、この場合の親のしつけは、「多様性」の一つとしては、理解されないのか。日本の家庭では、人間らしくあれ、ということ、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくとしつけてきたのだと思う。	社会の習慣や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって形成されてきたものではありませんが、社会情勢が変化の中で、男女に中立に機能していない結果を招いている場合もあります。本プランは全ての習慣や慣行を否定するものではなく、男女の性差や女性らしさ、男性らしさも否定するものではありません。また、個人の価値観や選択の自由を妨害するものでもなく、性別による固定的な役割分担意識の考え方により、差別されることのない社会の実現を目指すものです。
26	性別役割分担については、家庭や生活の在り方についての価値観の相違によるさまざまな意見があり、いずれも尊重されるべきである。男性が仕事、女性が家事・育児という選択も一つの見識であり、悪いことと決めつける根拠はなく、個人や家庭の自由な選択に任せるべきである。家庭という私的な領域に関し、行政が特定の価値観を誘導したり押し付けたりすることは、思想信条の自由を定める憲法の趣旨に反する。	

「目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重」について

	意見の概要	市の考え方
27	11 ページ、「5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重」は、男女共同参画として問題外であり、即刻修正を要求する。「女性に対する暴力」と限定しているということは、「男性に対する暴力」は重大な人権侵害ではないということになる。全体的に女性の人権に偏っているように見受けられ、男性蔑視に繋がりがかねない。 割合が少ないからと言って、男性のケアを疎かにすべきではなく、男性被害者が相談しづらい状況も多く、女性よりも精神的にダメージを受けやすい場合もある。肉体面で男性は女性を上回っても、精神力で男性は女性に劣る場合が多々あり、配慮が必要である。女性を軽視しろとは全く思っておらず、どちらか片方を優遇するのは「平等」ではなく、結局のところ「差別」でしかない。	ご意見を参考に、一部表記を改め、今後の施策の参考とさせていただきます。 36 ページ「このような問題に対し、— 略 —相談者の実情に即した支援が求められています。」の後に、「また、近年は男性が抱える悩みへの対応も課題となっており、男性に対して相談の場を提供していくこと等も重要な施策となってきます。」の記載を追加します。
28	35 ページ「目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重」について、DVに関して、女性に偏った施策しかしていない自治体が多い傾向がある。自殺者や路上生活者の多くは男性が占め、父子世帯や高齢単身男性が地域で孤立しがちである。男性への社会的な重圧が大きく、男性を困難な状況に追い込んでいることや、女性からの男性への精神的暴力、デートDV等の問題が深刻化していることなども、男女共同参画の観点からも早急に考えるべき。	

計画全般について

	意見の概要	市の考え方
29	価値観の多様化を認めるよう細心の注意を求める。	もっともなご意見であり、今後の施策に反映させていただきます。
30	法と道徳の分離、もしくは偏った宗教的価値観からの行政の内面への非介入を遵守すべきである。	
31	北京宣言及び北京行動綱領の「表現の自由に矛盾しない範囲内で」という条件を遵守すべきである。	
32	表現の自由は日本国憲法の基本的人権として認められているのだから、漫画・アニメ・ゲーム・イラスト・小説といった創作物に対する表現規制・弾圧行為の一切を止めるべき。	本プランは表現の自由を妨害するものではなく、日本国憲法に定める基本的人権の享有、公共の福祉の尊重、表現の自由といった趣旨を遵守し、全ての男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を目指すものです。
33	「おそれがある」という言葉等の科学的根拠に基づかない行政の恣意的な表現の自由への弾圧に反対する。	

	意見の概要	市の考え方
34	「女性への人権、暴力・犯罪被害」だけを取りあげる様な内容にはならないようにすべきである。	ご意見としてお伺いし、今後の参考とさせていただきますが、本プランは現時点においても、「女性への人権、暴力・犯罪被害」だけに特化したものではなく、さまざまな分野について言及しているものと考えます。
35	男女平等または青少年健全育成の名の下に日本国憲法第 21 条「表現の自由」を踏みにじらうようにすべきである。	日本国憲法の規定を遵守した内容としています。
36	行政の自主規制促進とは言え、行政の民間への如何なる介入も一切あってはならない。	ご意見としてお伺いし、今後の施策の参考とさせていただきます。
37	「社会全体」あるいは「企業」への「啓発」という言葉が数多く使われているが、市庁内同様、各企業それぞれ固有の問題は残しつつも、民間での意識の変化は相当進んでいると思われる。それは、企業の競争力強化のための有為な人材確保の観点からは、必然でもある。	もっともなご意見であり、「社会」あるいは「企業」の未だ弱い分野に対して、啓発、意識改革等の支援ができるよう考えていきます。
38	素案の全体を通読し、社会進出の名目で女性を「家から追い出し、子どもと引き離そうとしている」ように感じる。多様なライフスタイルが存在し、それぞれの自主性が尊重されるべき今日において、「専業主婦」という選択肢が、まるで敵視されているようにさえ感じられる。社会進出に挑戦することに喜びを感じる女性もいるが、世の女性を代表する存在ではない。女性の社会進出そのものに反対ではなく、女性が同じ働きに対して不当に差別されないような環境づくりが大切であるが、女性が社会に「進出しなければならない」ような空気や圧力が感じられ、幸せな社会づくりを阻害しているようにさえ感じる。 働きに出て社会を支えたい女性も、家庭を守ることに使命を感じる女性も、みんな社会の一員であり、過剰に社会進出のみをよしとする(専業主婦を軽視する)風潮に、疑問を感じる。 男女平等、と過剰に訴えることで「女性は保護すべき弱者であり、男性は糾弾されるべき抑圧者」というイメージを喚起し、男性に対する逆差別が発生してしまうようでは本末転倒であり、真の平等とは、公平な社会とは何かを考え、生物学上どうしても避け得ない男女の性差を考慮し、それを活かす社会づくりのためにこそ、今回の男女参画プランは練り上げられるべきである。	本プランは専業主婦という選択を排除するものではなく、「目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現 方針2 子育て期の父母への支援」においては、就業しながらの子育て、在宅での子育て、いずれの子育てに対する支援を謳っています。複雑化した社会制度の中で、個人の選択肢を広げ、多様な生き方を可能とすることを目指しています。

	意見の概要	市の考え方
39	市民一人一人に読んで、理解してほしいものとしては、分量が多すぎる。内容が多岐にわたっており、高齢化・福祉・国際化・貧困問題等々、重要性は理解し、かつ「男女共同参画」についての基本的なかわりも理解できるが、すべてを網羅しようとするがあまり、「男女の社会的平等」についての焦点が伝わり難くなっている。	男女共同参画社会の実現は、全ての男女が生きやすい社会を作ることであり、そのためさまざまな立場にある男女の支援を謳っています。全文を読了しなくても、目的に合わせて、必要箇所だけをご覧くださいでもご理解いただけると考えています。
40	今の日本では、いかなる家族の形も選べるのであるから、その家族の形によって、その一員が不利益を被ることはあってはならないが、同時に、それが特別なこととして、あるいは、一概に社会的弱者として認識されなければならないか、という点については、同意できない。	家族の形によって、社会的弱者を認識するものではなく、著しく不利な立場に置かれているため、適正な生活の質が確保できない人々を認識し、それらの人々に対して、何らかの支援をすべきと考えます。
41	人権に関しては、この計画では「個人の」と明記され対象が具体的人権に限定されていることを強く評価する。「女性の」など、対象を特定しない概念自体の人権と考えられるものを対象とした施策では、概念を解釈する思想自体を統制してしまう可能性が強く非常に危険だが、このような限定的文言をあえて選択していることは非常に評価できる。今後も、こういった文言が濫用されることのないよう細心の注意を払い、くれぐれも慎重に運用すべきである。	いただいたご意見を参考に、今後の施策運営を図っていきます。
42	今回募ったパブリックコメントの意見の全てを公開すべきである。	今回いただいたご意見の中には、本プランの内容に直接関わらないものもあり、また、公表に当たり、分りやすい情報とするため、概要を公開させていただきました。